

川越市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

川 越 市

目次

第1章 はじめに	- 1 -
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行	- 1 -
2 行動計画の作成	- 1 -
第2章 対策の基本方針	- 3 -
1 対策の目的	- 3 -
2 対策の基本的な考え方	- 4 -
3 対策実施上の留意点	- 6 -
4 発生時の被害想定等	- 7 -
5 対策の役割分担	- 9 -
6 発生段階	- 11 -
7 行動計画の主要6項目	- 13 -
(1) 実施体制	- 14 -
(2) サーベイランス・情報収集	- 16 -
(3) 情報提供・共有	- 17 -
(4) 予防・まん延防止	- 18 -
(5) 医療	- 22 -
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 26 -
8 緊急事態宣言	- 27 -
第3章 各段階における対策	- 29 -
1 未発生期（国内・海外未発生）	- 31 -
(1) 実施体制	- 31 -
(2) サーベイランス・情報収集	- 31 -
(3) 情報提供・共有	- 32 -
(4) 予防・まん延防止	- 33 -
(5) 医療	- 34 -
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 36 -
2 海外発生期	- 37 -
(1) 実施体制	- 37 -
(2) サーベイランス・情報収集	- 38 -
(3) 情報提供・共有	- 38 -
(4) 予防・まん延防止	- 39 -
(5) 医療	- 40 -
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 42 -

3	国内発生期	- 43 -
	(1) 実施体制	- 43 -
	(2) サーベイランス・情報収集	- 44 -
	(3) 情報提供・共有	- 45 -
	(4) 予防・まん延防止	- 45 -
	(5) 医療	- 48 -
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 49 -
4	県内発生早期	- 51 -
	(1) 実施体制	- 51 -
	(2) サーベイランス・情報収集	- 52 -
	(3) 情報提供・共有	- 53 -
	(4) 予防・まん延防止	- 54 -
	(5) 医療	- 55 -
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 57 -
5	県内感染拡大期	- 59 -
	(1) 実施体制	- 59 -
	(2) サーベイランス・情報収集	- 60 -
	(3) 情報提供・共有	- 61 -
	(4) 予防・まん延防止	- 62 -
	(5) 医療	- 63 -
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 65 -
6	小康期	- 68 -
	(1) 実施体制	- 68 -
	(2) サーベイランス・情報収集	- 69 -
	(3) 情報提供・共有	- 69 -
	(4) 予防・まん延防止	- 69 -
	(5) 医療	- 70 -
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 70 -
別表 1	特定接種の対象となり得る業種・職務について	- 72 -
別表 2	病原性による医療の対策の選択について（概要）	- 79 -
	（参考）国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	- 80 -
	用語解説	- 82 -

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新しい型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新しい型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

こうした新型のインフルエンザや、同様に危険性のある未知の感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）」が平成25年4月13日に施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られた。

2 行動計画の作成

平成25年6月7日、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

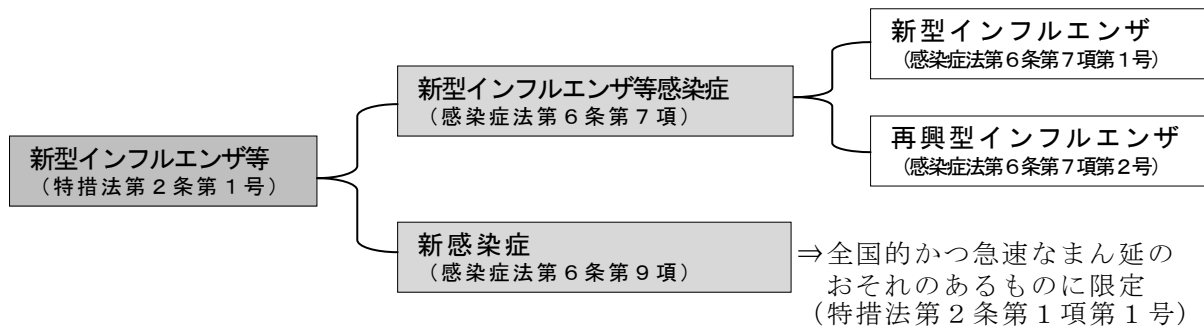
埼玉県では、それにあわせ、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市では、これらの計画を受け、特措法第8条第1項の規定に基づき、「川越市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成したものである。

市行動計画は、本市区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



※ なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市行動計画の参考として、「**(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策**」（p 80～81）で示すこととした。

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画が見直された場合などは、市は、必要に応じ適時適切に市行動計画の変更を行う。

第2章 対策の基本方針

1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

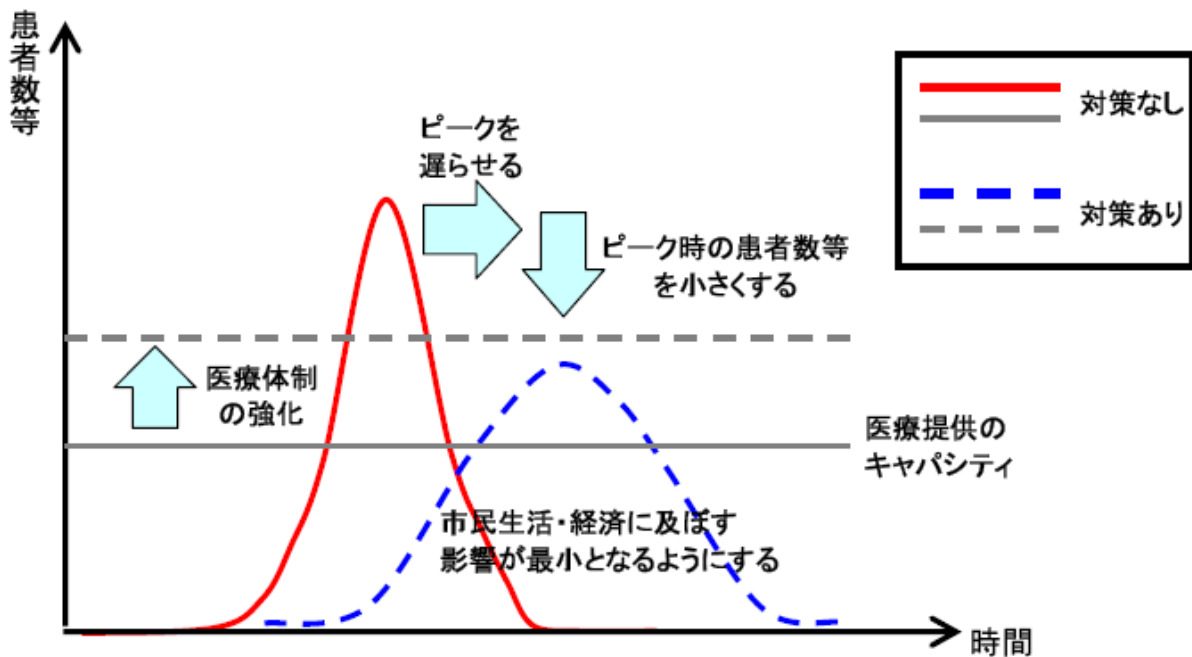
（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（２）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 感染対策を行うことで、欠勤者（罹患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ② 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【対策の効果（概念図）】



2 対策の基本的な考え方

(1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(2) 対策の基本的な考え方

市行動計画においては、これまでの科学的知見等も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対応を目指し、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じ、次の点を基本的な考え方とする一連の流れをもった対応を確立する。

① 発生前の準備

発生前の段階から医療体制の確保など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

② 海外発生段階の対策

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、速やかに、対策実施のための体制の準備を整える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能ということを前提に対策を策定することとする。

③ 県内発生当初での感染拡大抑制

県内での発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行う。

病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限など、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を行う。

また、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、最も被害が大きい場合を想定した対策を実施する必要があるが、常に新しい情報に基づく適切な対策へと切り替えることとし、必要性の低下した対策は、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

④ 県内感染拡大期の対応

県内で感染が拡大した段階では、社会的な緊張により不測の事態が生じることが想定されるが、状況に応じて臨機応変に対処できるよう、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力をする。

⑤ 実情に応じた柔軟な対応

事態によっては、本市の実情等に応じて、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

（３）社会全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を含めて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどについても積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定地方公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

(4) 新感染症への対応

治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合には、行動計画等に掲げた対策のうち、治療薬やワクチン接種等以外の公衆衛生対策を実施する。

3 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時において、特措法その他の法令、行動計画等に基づき、国、県、他市町村等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すため、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行い、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、県が行う以下の対策の実施に当たって、法令の根拠があることを十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・医療関係者への医療等の実施の要請・指示
- ・不要不急の外出の自粛要請
- ・学校、興行場等の使用等制限等の要請・指示

- ・臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- ・緊急物資の運送等
- ・特定物資の売渡しの要請等

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

川越市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び県対策本部と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要がある場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 発生時の被害想定等

（１）新型インフルエンザ等発生時の被害想定

市行動計画において有効な対策を考える上では、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することとする。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、

事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、被害の一つの例として想定されている。（り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月）を用いて被害規模が推計されていると考えられる。）

県では、国の被害想定を基に、下表のとおり本県における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計しており、市行動計画でもこれを参考とする。

【行動計画における被害想定】

	全国		埼玉県		川越市	
医療機関の 受診患者数	約1,300万人～ ～約2,500万人		約75万人～ ～約140万人		約3.6万人～ ～約6.8万人	
入院患者数 の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約53万人	約200万人	約3万人	約11万人	約1,500人	約5,500人
死亡者数の 上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約17万人	約64万人	約9,500人	約36,000人	約500人	約1,800人

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定している。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直されることがある。

（2）社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族

の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策の役割分担

（1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（2）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 県対策本部等を設置
- ・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携
- ・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供
- ・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進

イ 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、保健所を設置する本市では、感染症法における地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められており、地域における医療体制の確保等に関して県と協議し、発生前から連携を図っておく。

(3) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、発生状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエ

ンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

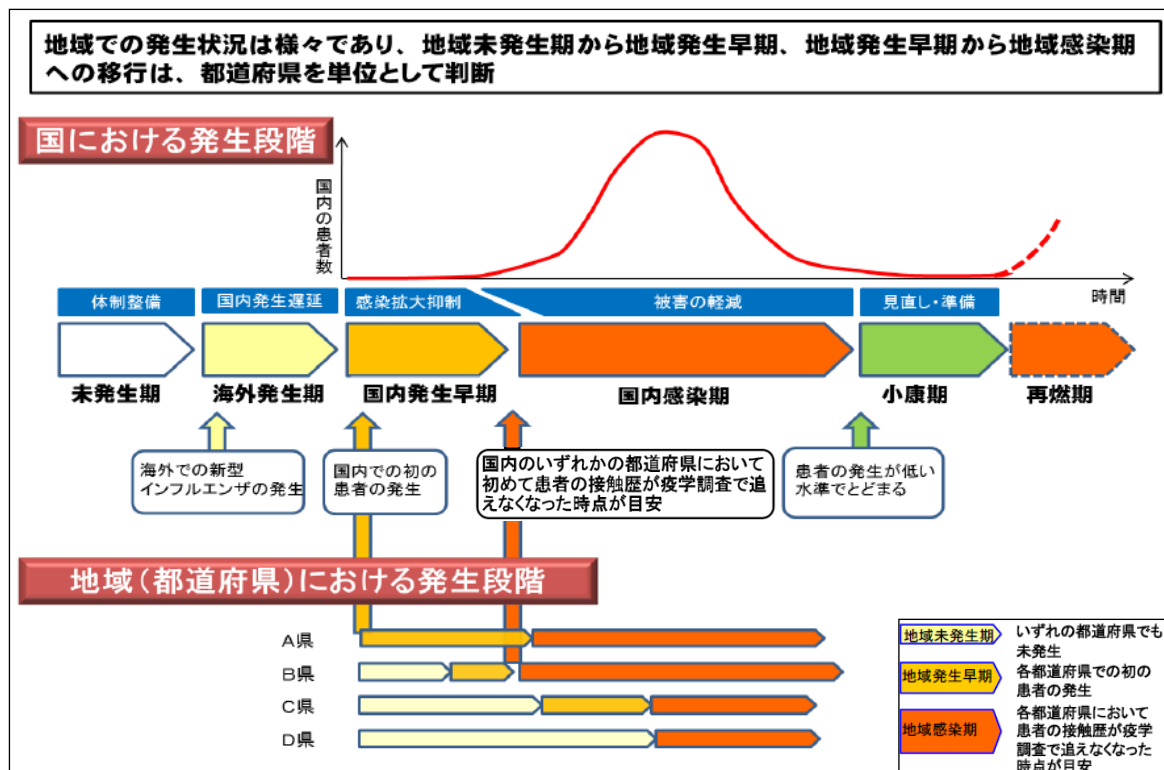
6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した（国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する）。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、政府行動計画では、地域における発生段階が併せて示されている。

【国及び地域（都道府県）における発生段階】



本県では、発生段階が次のとおり定められており、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が判断することとされている。

【県行動計画における発生段階の設定】

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画：地域未発生期】
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画：地域発生早期】
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画：地域感染期】
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

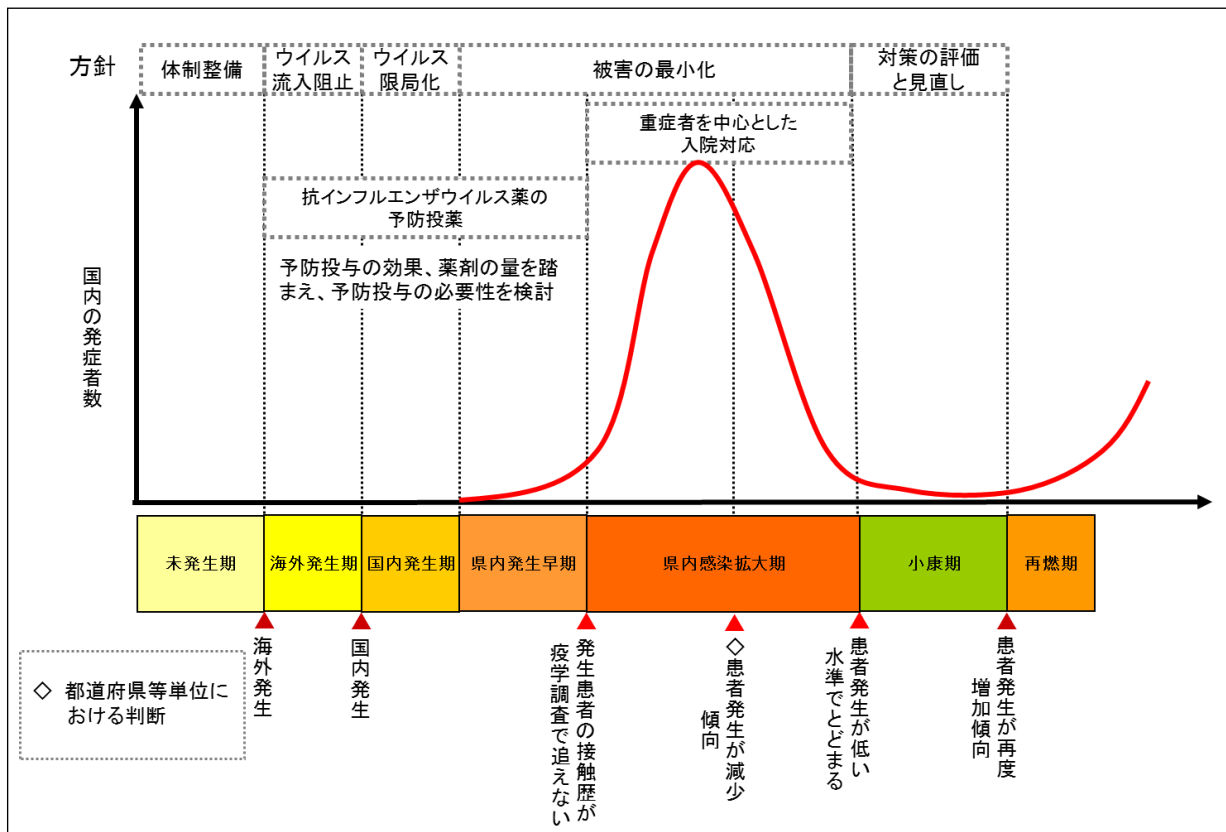
※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

本市では、県が定めた発生段階に応じて、市行動計画の対策を実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、特措法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

【県行動計画の発生段階と方針】



7 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、市行動計画は、その目標と活動を「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。

(1) 実施体制

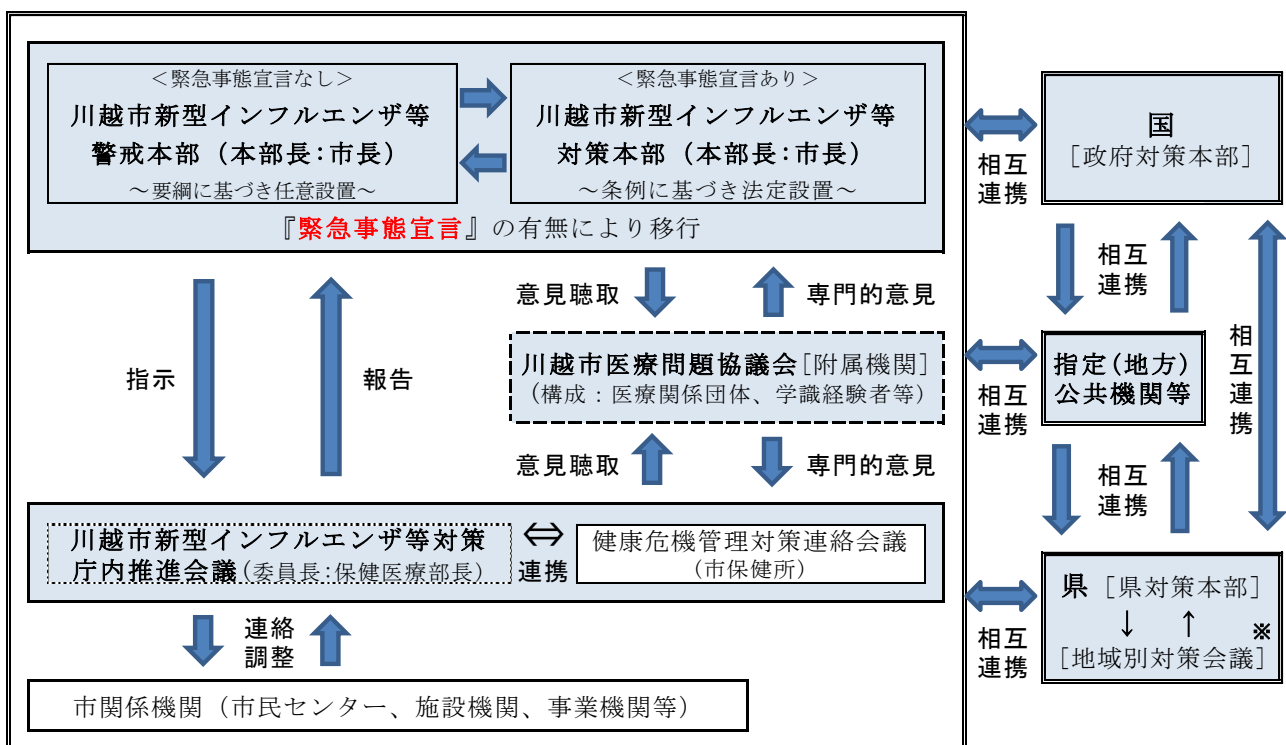
ア 発生前の体制

川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）により事前準備の進捗を確認し、保健医療部を中心に関係部局の連携を確保しながら、一体となった取組を推進する。また、県や近隣の市町、関係事業者団体等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。さらに、新型インフルエンザ等対策は、専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の作成等において、地域医療・保健衛生の諸問題を協議するための附属機関である川越市医療問題協議会の意見を聴く。

イ 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置されたときは、臨時の対応を迅速に実施できるよう、必要に応じて、市長を本部長とする川越市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。さらに、政府対策本部長が、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合は、直ちに市対策本部に移行し、対策の総合的な推進を図る。

【本市における新型インフルエンザ等対策の推進体制】



ウ 本市の組織

① 川越市新型インフルエンザ等警戒本部

新型インフルエンザ等が発生した場合、必要に応じて、市長を本部長として要綱に基づき設置し、後述の市対策本部と同じ組織体制で、対策を実施する。

② 川越市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生して緊急事態宣言がされた場合に、条例に基づき市長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。組織は、特措法に定める者のほか要綱に基づき、関係各部の部長等を本部員とし、部及び班を置き、業務を分担して対策にあたる。

③ 川越市医療問題協議会

本市の実情にあった新型インフルエンザ等対策を検討するため、専門的な知識を有する者その他の学識経験者等で組織する川越市医療問題協議会において意見を聴く。

④ 川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議

保健医療部長を委員長として要綱に基づき設置し、平常時から対策の推進を図る。発生時には、対策の実施方法に関し庁内の連絡調整を行う。本部に置く各班の班長（関係各課等の課長等）で構成する。

⑤ 健康危機管理対策連絡会議

保健所内の体制として、健康危機管理マニュアルに基づき設置し、感染症法等による対応にあたるとともに、市警戒本部又は市対策本部が設置されたときは、所内外との連絡調整を行う。

エ その他

① 地域別対策会議（前頁の推進体制図中、右下の※印）

埼玉県が、原則として二次医療圏を単位として設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。県保健所を中心として、地域医師会や薬剤師会、中核的医療機関、薬局、市町村、消防等により構成する。

② 指定（地方）公共機関

- ・指定公共機関：国が指定する医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気等の供給、輸送等を行う公共機関（平成 25 年政令第 122 号）。
- ・指定地方公共機関：知事が指定する医療、医薬品等の製造販売、ライフライン関係の公益的事業を営む法人（平成 26 年埼玉県告示第 53 号）。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスの意義

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、県と連携し、市内のサーベイランス体制を構築する。

イ 発生早期のサーベイランス

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られているため、国及び県と連携して、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、積極的疫学調査等により情報を収集し、国及び県へ報告を行う。

ウ まん延期のサーベイランス

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、国及び県と連携して、入院患者及び死亡・重症者に限定した情報収集に切り替える。

エ 情報の活用等

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確保に活用する。また、市内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、迅速かつ定期的に情報提供することにより医療機関における診療に役立てる。

また、国及び県と連携して、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスに努め、これらの動物の間での発生の動向の把握に協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、国及び県と連携して、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の市民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、記者発表等により迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮する。

市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、

発生前から認識の共有を図る。

(イ) 相談窓口の設置

市は、県とともに、新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ & A等を参考に適切な情報提供を行う。

(ウ) 情報収集の利便性向上

情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、国の情報、県の情報、市町村の情報、指定地方公共機関等の情報などを集約して総覧できるホームページを開設する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

なお、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信するよう留意する。

また、コミュニケーションは双方向性のものであるため、必要に応じて、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるなど、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応を、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主な予防・まん延防止

(ア) 個人における対策

県内発生早期から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置のほか、患者の同居者等の濃厚接触者に対する健康観察、外出の自粛要請等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

(イ) 地域対策・職場対策

国内発生期から、個人における対策のほか、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

(ウ) その他

海外発生期に、その状況に応じて発出される感染症危険情報を周知する。

感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種**a 特定接種の概要**

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

b 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

この基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象となる登録事業者及び公務員のうち、本県に係るものは、別表1「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりである。

c 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

d 特定接種の登録

市は、県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

e 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となる。

新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属す

る県又は市町村を実施主体として接種を行う。

(ウ) 住民接種

a 接種の種類

(a) 臨時接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

(b) 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

b 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類して、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることと重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方なども踏まえて、決定される。

c 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定する。

(オ) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(5) 医療

ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

イ 発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位として開催される地域別対策会議等を通して、新型インフルエンザ等の発生時における地域の医療体制の確保に向けて関係機関と調整・検討等を行う。

また、未発生期から県が行う、新型インフルエンザ等専用外来（政府行動計画における「帰国者・接触者外来」をいう。以下同じ。）を設置する医療機関のリストの作成に協力するとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

(ア) 医療に関する情報提供等

海外発生期以降の段階では、正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知、院内感染対策の強化の要請等）、外来・入院医療体制の確保（受入れ可能患者数等の把握等）に努める。

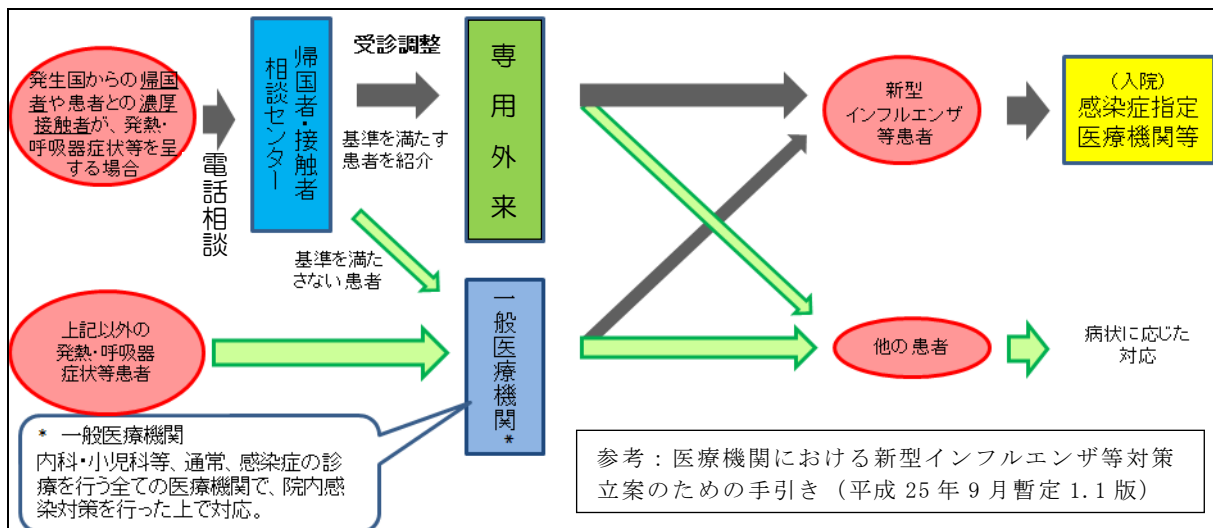
県と連携して、流行状況や地域の実情に応じた医療体制の確保について協議・検討を行う。

(イ) 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。

また、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られているため、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

【海外発生期から県内発生早期における医療体制】



a 新型インフルエンザ等専用外来（以下「専用外来」という。）

県内感染拡大期に移行するまでは、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、専用外来を確保して診療を行う。

ただし、新型インフルエンザ等の患者は、専用外来を有しない医療機関を受診する可能性もあるため、専用外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

b 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来を設置した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターを設置する。

帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、専用外来へと受診調整する。新型インフルエンザ等により患っている危険性が高い者を専用外来に集約することでまん延をできる限り防止する。

帰国者・接触者相談センターは、次に掲げる事項等について、インターネット、ポスター、広報誌等を活用し、住民へ広く周知する。

- ・全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではないこと
- ・発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること
- ・該当する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話により問い合わせること

(ウ) まん延期の医療体制

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のため病床を確保する。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に県が行う、医療機関の空床把握やその情報提供に係る活用計画の策定に協力する。

また、在宅療養の支援体制について、医療機関の間での体制整備を図るなど、医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であるため、関係団体のネットワークの活用を図る。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

(ア) 要請・指示

新型インフルエンザ等が発生し、病原性が非常に高い場合など、「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」に、県は、要請を検討する。また、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することを検討する。

「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」とは、以下の場合等が想定されている。

- ① 県内発生早期に、専用外来において外来診療を行う際や、感染症指定医療機関等において入院診療等を行う際に、そのための医療関係者を確保できない場合等
- ② 臨時の医療施設等において診療を行う際や、地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する場合等

(イ) 実費弁償及び損害補償

県は、特措法第 62 条第 2 項の規定に基づき、特措法第 31 条の規定に基づく要請等に応じて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

また、県は、特措法第 63 条の規定に基づき、特措法第 31 条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

オ 抗インフルエンザウイルス薬等

(ア) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

新型インフルエンザに感染し、発症した場合、症状が出てから 48 時間以内に抗インフルエンザウイルス薬を投与することで、症状を軽減し、健康被害を減らすことができる可能性がある。

このため、県は、新型インフルエンザの流行に備え、発生前から、国が示す抗インフルエンザウイルス薬の目標量を計画的かつ安定的に備蓄しておき、必要量を供給することが可能な体制を確保する。

(イ) 全段階を通じた対応

- ① 県が、パンデミック発生を想定した十分な量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄していることから、市民に対して、パニックを起こさず冷静に対応するよう周知する。

- ② 県とともに、医療機関等に対し、次に掲げる事項について、周知する。
 - ・必要量以上の抗インフルエンザウイルス薬を購入しないこと
 - ・流行終息後に大量の在庫を抱えても、返品が認められないこと
- ③ 悪質な買占め等と認められる場合は、買占め等を行った機関名を公表する。

(ウ) 予防投与

- ① 海外発生期から県内発生早期までに、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送事業者等に対し抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う際には、県の備蓄薬を使用できる。
- ② 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策に用いる抗インフルエンザウイルス薬は、国の備蓄薬を原則とするが、緊急を要する場合には、県の備蓄薬を先に使用し、後で国の備蓄薬を県に補充する。

カ 患者の移送

(ア) 新型インフルエンザ等の患者

市は、感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者について、その移送体制の整備について責任を持ち、移送を行う。

(イ) 新感染症の患者

市は、感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者について、感染症法第47条の規定に基づき、移送を行う。

(ウ) 消防機関等の移送

上記(ア)又は(イ)の患者が増加し、市による移送では対応しきれない場合は、事前に、県及び消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

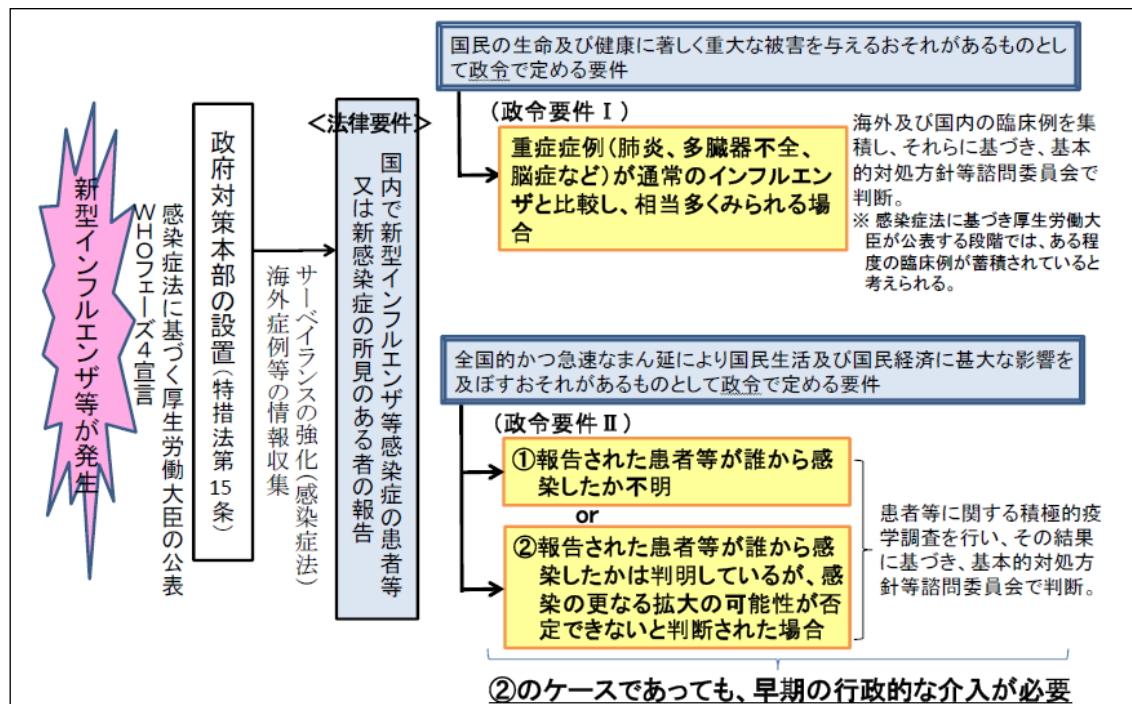
このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき、発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

また一方で、不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

8 緊急事態宣言

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

【新型インフルエンザ等緊急事態宣言（政令要件）について】



具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

緊急事態宣言時の措置については、次章において発生段階ごとに記載する。

【「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示② 住民に対する予防接種の実施③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)④ 緊急物資の運送の要請・指示⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用⑥ 埋葬・火葬の特例⑦ 生活関連物資等の価格の安定⑧ 行政上の申請期限の延長等⑨ 政府関係金融機関等による融資 | 等 |
|--|---|

第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき、基本的対処方針を作成することとなっている。対策の実施や縮小・中止時期については、国の基本的対処方針等をもとに行う。発生段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

なお、対策の具体的な実施方法については、国の新型インフルエンザ等対策ガイドラインを参考に、必要に応じて関係団体等と協議しながら、マニュアル等に定めることとする。

【新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要】

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)
: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元を活用。
2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン
: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン
: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。
4. まん延防止に関するガイドライン
: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。
5. 予防接種に関するガイドライン(新規)
: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン
: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。
7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。
9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン
: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。
10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

【発生段階ごとの対策の概要】 出典：県行動計画

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備え体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
実施体制		県対策本部の設置（政府の基本的対処方針に基づき対応）				県対策本部の廃止
		国が緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）				
・サーベイランス・情報収集	インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）					
		サーベイランスの強化（全数把握開始）			全数把握中止	
		学校等の集団発生状況の把握				
・情報提供・共有	電話相談窓口の設置					
	知事コメント等により注意喚起・情報提供					
まん延防止・予防		特定接種（医療従事者等への先行的接種）				
		住民接種（全国民を対象に市町村が実施）				
		不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限				
医療	抗ウイルス薬等の備蓄、安定供給の確保				備蓄した抗ウイルス薬の供給	
	専用外来における医療提供、入院措置					
	医療等の実施の要請・指示					
	指定地方公共機関の指定、業務計画策定				臨時的医療施設の設置	
県民生活及び県民経済の安定の確保		指定地方公共機関等の業務継続				
		緊急物資の運送等の要請・指示				
		特定物資の売渡しの要請・収用				

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

□の措置は、緊急事態宣言時、必要に応じて実施する措置。

1 未発生期（国内・海外未発生）

・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的：
・ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

（１）実施体制**（１）－１ 行動計画等の作成**

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画、埼玉県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

（１）－２ 体制の整備及び国・県・他市町村との連携強化

- ① 市は、取組体制を整備・強化するため、庁内推進会議の枠組を通じて、発生時に備えた庁内各部局の対応マニュアル等の策定のフォローアップを進める。
- ② 市は、国、県、他市町村等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
また、県が行う、九都県市の枠組みによる、新型インフルエンザ等対策の広域的な取組に協力する。
- ③ 市は、川越地区消防組合等と連携を進める。

（２）サーベイランス・情報収集**（２）－１ 情報収集**

市は、海外での新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報に

について、県等を通じて収集する。

（２）－２ 通常のサーベイランス

- ① 市は、県とともに、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、患者発生サーベイランスにより、指定届出機関（定点医療機関）における患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する（感染症発生動向調査）。
- ② 市は、県が実施する、指定届出機関のうち基幹定点医療機関におけるインフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査から、重症化の状況を把握する。
- ③ 市は、県とともに、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

（３）情報提供・共有

（３）－１ 継続的な情報提供

- ① 市は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用して継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

（３）－２ 体制整備等

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の媒体（利用可能な複数の媒体・機関の活用等）について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 市は、情報を一元的に集約して分かりやすく継続的に提供できるよう、国及び県の体制を参考に情報提供体制を整備する。また、国及び県と広報体制の連携を図る。
- ③ 市は、国及び県とともに、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ④ 市は、国の要請に基づき、県とともに、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等の相談窓口を設置する準備を進める。

- ⑤ 市は、発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 対策実施のための準備

(4) - 1 - 1 個人における対策の普及

- ① 市は、学校、事業者とともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 市は、国及び県が行う、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進に協力する。

(4) - 1 - 2 地域対策・職場対策の周知

市は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。

(4) - 2 予防接種

(4) - 2 - 1 ワクチンの供給体制

- ① 市は、県とともに、事業者に対して国が行う登録作業に係る周知に協力する。
- ② 市は、国が行う事業者の登録申請の受付事務及び基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務に協力する。
- ③ 特定接種の登録方法

特定接種の登録に係る実施主体は、厚生労働省である。

市は、法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。

市は、県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

また、必要に応じて市は、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、県を通じて、対象事業者の希望リストを厚生労働大臣

に報告する。

④ 登録申請

市は、県とともに、必要に応じて、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき業種を担当する府省庁が行う当該事業者の登録内容の確認に協力する。

(4) - 2 - 2 接種体制の構築

(4) - 2 - 2 - 1 特定接種

市は、国の要請を受け、登録事業者が集団的接種を原則として速やかに特定接種を実施できるよう、接種体制の構築に協力する。

(4) - 2 - 2 - 2 住民接種

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 1 項又は第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種（臨時接種又は新臨時接種）することができるための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、国が示す実施要領や県の技術的な支援を得て、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、国の示す接種体制の具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5) 医療

(5) - 1 地域医療体制の整備

- ① 市は、県保健所が主催する地域別対策会議に参画し、密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。
- ② 市は、県とともに、専用外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。

また、市は、県とともに、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

【参考】県内の感染症指定医療機関の状況（平成 25 年 12 月末現在）

- ①第一種感染症指定医療機関：1 か所
 - ②第二種感染症指定医療機関：10 か所
(うち、結核病床を有する医療機関：4 か所)
- ※川越市内には感染症指定医療機関はありません。

(5) - 2 県内感染拡大期に備えた医療の確保

(5) - 2 - 1 医療提供の調整・検討等

市は、以下の点に留意して、県内感染拡大期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 市は、国及び県とともに、全ての医療機関に対して医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ② 市は、県とともに、地域の実情に応じ、指定地方公共機関である感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 市は、県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の試算に協力する。
- ④ 市は、県とともに、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑤ 市は、県とともに、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(5) - 3 手引き等の策定、研修等

- ① 市は、国及び県とともに、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を市内医療機関に周知する。
- ② 市は、国及び県と連携し、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

(5) - 4 医療資器材の整備

市は、医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備を進める。

(5) - 5 医療機関等への情報提供体制の整備

市は、国及び県が行う、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情

報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制整備に協力する。

(5) - 6 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の確保

国及び都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

【参考】 埼玉県における備蓄状況（平成25年12月末現在）

- ・オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）134万人分
- ・ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）15.2万人分

※リレンザについては、平成25年度末までに29.92万人分を確保する計画である。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、地域感染期（県内感染拡大期）における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国の要請を受け、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(6) - 2 火葬能力等の把握

市は、国及び県と連携し、県が、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に協力する。

(6) - 3 物資及び資材の備蓄等

市は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等する。

この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- ・国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。
- 3) 万一、市内で発生した場合に早期に発見できるよう、市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 検疫等により国内発生を遅らせている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の連携、診療体制の確立等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制の強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合、国及び県の動向を注視し、今後の市の対応方針等について関係部署と協議する。
- ② 市は、厚生労働大臣が感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により、新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表して、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置した場合、市警戒本部の設置について関係部署と協議を行う。
また、政府対策本部が定める基本的対処方針（特措法第18条）に基づく県の対応方針等を全庁に周知するとともに、速やかに市の対応状況等について確認を行う。

- ③ 市は、必要に応じて、庁内推進会議を開催し、国及び県からの情報収集及び対応方針の確認を行う。
- ④ 市は、必要に応じて、市内医療関係団体等と協議する。
- ⑤ 市は、県保健所が必要に応じて主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、市警戒本部要綱（別表）に基づく第一体制とし、情報の収集及び市内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、県等を通じて必要な情報を収集する。

(2) - 2 サーベイランスの強化等

- ① 市は、国及び県とともに、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ② 市は、国及び県とともに、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ③ 市は、県とともに、国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 記者発表等

市は、国及び県と情報を共有するとともに、必要に応じ、記者発表等を行い、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(3) - 2 情報提供

- ① 市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市ホームページのほか複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

- ② 市は、情報の集約、整理及び一元的な発信を実施するため、国及び県の体制を参考に必要な体制を整備する。

(3) - 3 情報共有等

- ① 市は、国及び県が設置するインターネット等を活用した情報共有を行う問合せ窓口を利用し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有に努める。
- ② 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(3) - 4 相談窓口の設置

- ① 市は、国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問合せに対応できるコールセンター等を設置し、国が配布するQ & A等を参考に適切な情報提供を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 県内でのまん延防止策の準備

市は、国及び県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

(4) - 2 感染症危険情報の発出等

市は、県とともに、海外渡航者に対して、国が発出する感染症危機情報や渡航延期の勧告等について周知する。

(4) - 3 水際対策

- ① 市は、県とともに、国が行う水際対策（発生疑いの場合の対策開始、検疫の強化、外国人の入国制限、停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請）について情報提供する。
- ② 市は、県とともに、国・検疫所と連携を強化し、質問票等により得られた情報の提供を受ける等により、発生国、感染地域からの入国者に対

する健康監視等を行う。

(4) - 4 予防接種

(4) - 4 - 1 接種体制

(4) - 4 - 1 - 1 特定接種

- ① 市は、県とともに、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、市民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえて、国が基本的対処方針において、決定した特定接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について、情報提供を行う。
- ② 市は、県とともに、国と連携し、職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4) - 4 - 1 - 2 住民接種

- ① 市は、国及び県と連携して、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ② 市は、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本とした接種体制を別に定めて、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(4) - 4 - 2 情報提供

市は、国及び県とともに、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

(5) - 1 新型インフルエンザ等の症例定義

市は、県とともに、医療機関等に対して、国が定めた症例定義を周知し、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。

(5) - 2 医療体制の整備

- ① 市は、県と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関

において受入れ可能な外来・入院患者数等を把握する。

- ② 市は、県とともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。
- ③ 市は、県とともに、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ④ 市は、県とともに、専用外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、埼玉県衛生研究所に搬送する。埼玉県衛生研究所は亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

(5) - 3 帰国者・接触者相談センターの設置

市は、県とともに、帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

(5) - 4 陰圧テントの貸出

市は、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントの貸出しに協力する。

(5) - 5 医療機関等への情報提供

市は、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

(5) - 6 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

市は、国及び県と連携し、医療機関に対し、提供された抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

(5) - 7 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく医療の対策の選択の目安については、県行動計画の別表

2 「病原性による医療の対策の選択について（概要）」（本計画書 p 79）を参照する。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

（6）－1 事業者の対応

市は、国及び県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

（6）－2 遺体の火葬・安置

市は、国が県を通じて行う要請に基づき、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。

3 国内発生期

・本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的：
・県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
1) 国内で発生した場合の状況等により国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が集約した国内外の情報を医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制の強化等

- ① 市は、政府対策本部が基本的対処方針を変更して国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示し、県が対策等を決定したときは、必要に応じて市警戒本部の会議を開催し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 市は、必要に応じて、庁内推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。
- ③ 市は、必要に応じて、市内医療関係団体等と協議する。
- ④ 市は、必要に応じて県保健所が主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、市警戒本部要綱（別表）に基づく第二体制とし、情報の収集及び市内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。

(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置**(1) - 3 - 1 緊急事態宣言時の体制**

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき市対策本部を直ちに設置し、政府基本的対処方針に基づく県の対策等を踏まえ、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 市は、必要に応じて、庁内推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。
- ③ 市は、必要に応じて、市内医療関係団体等と協議する。
- ④ 市は、必要に応じて県保健所が主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

(1) - 3 - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、対策本部要綱（別表）に基づく第三体制とし、必要な緊急事態措置に対応する。

(2) サーベイランス・情報収集**(2) - 1 情報収集**

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、県等を通じて必要な情報を収集する。

(2) - 2 サーベイランス

- ① 市は、県とともに、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。
- ② 市は、県とともに、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 市は、県とともに国と連携し、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 記者発表等

市は、国及び県と情報を共有するとともに、必要に応じ、記者発表等を行い、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(3) - 2 情報提供

- ① 市は、市民等に対して、市広報やホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等の情報を速やかに情報提供する。この場合、対策の決定プロセス、実施主体についても、詳細をわかりやすく提供する。
- ② 市は、個人レベルでの感染対策や受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。

(3) - 3 情報共有

- ① 市は、引き続き、国及び県が行うインターネット等を活用した情報共有の強化を受け、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握に努める。
- ② 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(3) - 4 相談窓口の体制充実・強化

- ① 市は、引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。
- ② 市は、国及び県の要請に基づき、県を通じて国から配布されるQ & Aの改定版を受け、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう、体制の充実・強化を行う。

(3) - 5 緊急事態が宣言された場合の措置

市は、緊急事態宣言がされたときは、政府及び県対策本部と情報を共有するとともに、発表の方法等については、あらかじめ関係者と検討を行っておく。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 県内での予防・まん延防止

- ① 市は、県とともに国と連携し、感染症法に基づき患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの準備を進める。
- ② 市は、国及び県とともに、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③ 市は、国の要請を受け、県とともに、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に感染対策を強化するよう要請する。

（４）－２ 水際対策

市は、県とともに、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

（４）－３ 予防接種

市は、市の特定接種を実施する。

- ① 市は、国が決定した住民接種の接種順位、それに係る基本的な考え方等について、市民に情報提供する。
- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、市民へ接種を受けるための情報提供を開始する。
- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること

等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じて、知事が以下の措置を講じることを周知する。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。
- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）等の要請を行う。
- ・ 要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その旨を公表する。
- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条

第3項に基づき、指示を行う。

- ・ 県は、特措法第45条第2項又は第3項に基づき、要請・指示を行った際には、その旨を公表する。
- ② 市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- ③ 県は、公共交通機関については、特措法第45条の施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

(5) 医療

(5)－1 医療体制の整備

市は、県とともに、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

(5)－2 陰圧テントの貸出

市は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントの貸出しに協力する。

(5)－3 患者への対応等

- ① 市は、県とともに国と連携し、必要と判断した場合に、埼玉県衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行うため、感染が疑われる患者から採取した検体を搬送する。
- ② 市は、県とともに国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(5)－4 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

(5)－5 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

市は、国及び県とともに、県内発生早期・県内感染拡大期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(5)－6 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、県行動計画の別表2「病原性による医療の対策の選択について（概要）」（本計画書 p 79）を参照する。

(5)－7 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**(6)－1 事業者の対応**

市は、国及び県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(6)－2 市民・事業者への呼び掛け

市は、国及び県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)－3－1 事業者の対応等

登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄

与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

市は、その際に国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用の周知に協力する。

(6)－3－2 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)－3－3 サービス水準に係る市民への呼び掛け

市は、国及び県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

(6)－3－4 生活関連物資等の価格の安定等

市は、国及び県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6)－3－5 犯罪の予防・取締り

市は、警察が行う、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するための広報啓発活動に協力する。

4 県内発生早期

・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的：
・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備え、体制を整備する。
対策の考え方：
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生の早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 5) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 県内発生の早期の新型インフルエンザ等患者への医療提供・相談体制を確実に運営し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制**(1) - 1 実施体制の強化等**

- ① 市は、県内での発生が確認されたときは、県対策本部と緊密な連携を図り、必要に応じて市警戒本部会議を開催し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 市は、随時、「3 国内発生期」の「(1)-1 実施体制の強化等」で開催することとしている庁内推進会議を開催し、また、市内医療関係団体と専門的事項や医療体制の整備等について協議するとともに、県保健所が主催する地域別対策会議に参画し、地域の実情に応じた医療体制の整

備等について協議する。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、市警戒本部要綱又は市対策本部要綱に基づく第三体制とし、必要な市内発生早期の対策又は緊急事態措置に対応する。

(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。
- ② 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、県等を通じて必要な情報を収集する。

(2) - 2 サーベイランス

- ① 市は、県とともに、国内発生期（県内未発生）に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等の発生状況を迅速に把握する。
- ② 市は、県とともに、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 市は、県とともに国と連携し、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 記者発表等

市は、国及び県と情報を共有するとともに、記者発表等を行い、市民に対し、新型インフルエンザ等の流行に警戒を呼び掛ける。

(3) - 2 情報提供

- ① 市は、市内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合には、国及び県と連携を図りつつ記者発表を行う。
- ② 市は、市民等に対して、市広報やホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- ③ 市は、特に市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

(3) - 3 情報共有

- ① 市は、引き続き、国及び県が行うインターネット等を活用した情報共有の強化を受け、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握に努める。
- ② 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(3) - 4 相談窓口の継続

- ① 市は、引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。
- ② 市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等を継続する。

(3) - 5 緊急事態が宣言されている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとさ

れている措置

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 県内での予防・まん延防止

- ① 市は、国及び県と連携し、感染症法に基づき患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ② 市は、国及び県とともに、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③ 市は、国の要請に基づき、県とともに、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に感染対策を引き続き強化するよう要請する。

(4) - 2 水際対策

市は、県とともに、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

(4) - 3 予防接種

市は、国内発生期の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。

また、市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置
- ② 市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療**(5) - 1 医療体制の整備**

- ① 市は、県とともに、引き続き、専用外来における診療、患者の入院措置等、及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を実施する。
- ② 市は、県とともに、県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、専用外来の意義が低下した場合には、県及び市の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。
 - a 専用外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合
 - b 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合
 - c 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合
 - d 国から要請があった場合
- ③ なお、病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、県とともに、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。

(5) - 2 陰圧テントの貸出

市は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントの貸出しに協力する。

(5) - 3 患者への対応等

- ① 市は、県とともに国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者

に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

また、(5)-1②のように患者数が増加した段階では、入院治療は重症者等に限定する。

- ② 市は、県とともに国と連携し、必要と判断した場合に、埼玉県衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行うため、感染が疑われる患者から採取した検体を搬送する。(全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものとし、(5)-1②、③のように患者数が増加した段階及び病原性が低いと判明した場合は重症者等に限定する。)
- ③ 市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(5) - 4 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

(5) - 5 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

(5) - 6 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、県行動計画の別表2「病原性による医療の対策の選択について（概要）」（本計画書 p 79）を参照する。

(5) - 7 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

（６）－１ 事業者の対応

市は、国及び県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

（６）－２ 市民・事業者への呼び掛け

市は、国及び県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

（６）－３ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

（６）－３－１ 業務の継続等

登録事業者は、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。

市は、その際に国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用の周知について協力する。

（６）－３－２ 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（国内発生期に同じ）。

（６）－３－３ サービス水準に係る市民への呼び掛け

市は、国及び県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供

水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

(6)－3－4 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(6)－3－5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国及び県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 市は、国及び県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 市は、国及び県とともに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(6)－3－6 要援護者への生活支援

市は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(6)－3－7 犯罪の予防・取締り

国内発生期の記載を参照。

5 県内感染拡大期

・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
目的：
・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方：
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 市内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制**(1) - 1 実施体制の強化等**

- ① 市は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなったときは、県対策本部会議での県内感染拡大期の対策等の決定を受け、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 市は、随時、「3 国内発生期」の「(1)-1 実施体制の強化等」で開催することとしている庁内推進会議を開催し、また、市内医療関係団体と専門的事項や医療体制の整備等について協議するとともに、県保健所

が主催する地域別対策会議に参画し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について協議する。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、市警戒本部要綱又は市対策本部要綱に基づく第三体制とし、必要な市内感染拡大期の対策又は緊急事態措置に対応する。

(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。
- ② 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、県等を通じて必要な情報を収集する。

(2) - 2 サーベイランス

- ① 市は、県とともに、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。

また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

- ② 市は、県とともに国と連携し、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 記者発表等

市は、国及び県と情報を共有するとともに、記者発表等を行い、市民に対し、新型インフルエンザ等が県内で急速にまん延するおそれがあるため、厳重な警戒を呼び掛ける。

(3) - 2 情報提供

- ① 市は、市民等に対して、市広報やホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- ② 市は、特に市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

(3) - 3 情報共有

- ① 市は、引き続き、国及び県が行うインターネット等を活用した情報共有の強化を受け、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握に努める。
- ② 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(3) - 4 相談窓口の継続

- ① 市は、引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口を継続する。
- ② 市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等を継続する。

(3) - 5 緊急事態が宣言されている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 県内でのまん延防止対策

- ① 市は、国及び県とともに、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対し、次の要請を行う。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 市は、国の要請に基づき、県とともに、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に感染対策を引き続き強化するよう要請する。
- ③ 市は、国及び県と連携し、医療機関に対し、県内感染拡大期となった場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
- ④ 市は、県とともに、県内感染拡大期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

(4) - 2 水際対策

市は、県とともに、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

(4) - 3 予防接種

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置
- ② 市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療**(5) - 1 医療体制の整備**

市は、県とともに、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

(5) - 2 患者への対応等

- ① 市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ② 市は、県とともに国と連携し、県内感染拡大期に至った段階で、医療機関からの検体採取について、以下に示した状況等において県等が必要と判断した場合に実施する。検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には、県が公衆衛生検査上の観点から実施の優先順位を判断する。

- a 確定診断が治療方針に大きく影響する重症患者
- b 集団発生に対する病原体の確定等

- ③ 国は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることとする。

市は、県とともに、このことについて国が示す対応方針を周知する。

- ④ 市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

(5) - 3 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、国及び県から得た新型インフルエンザ等の診断・治療

に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

(5) - 4 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

市は、県から提供を受けた抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。

(5) - 5 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) - 6 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、県行動計画の別表2「病原性による医療の対策の選択について（概要）」（本計画書 p 79）を参照する。

(5) - 7 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ② 市は、県とともに国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置、医療の提供に協力する（臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する）。

なお、県が特措法第48条第2項を適用する必要があると認めるときは、市は、事前に県と協議を行うことを基本として、臨時の医療施設

の開設に係る事務の一部を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)－1 事業者の対応

市は、国及び県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(6)－2 市民・事業者への呼び掛け

市は、国及び県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(6)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)－3－1 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は事業の継続を行う。

その際、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。

(6)－3－2 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（国内発生期に同じ）。

(6)－3－3 サービス水準に係る市民への呼び掛け

市は、国及び県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

(6)－3－4 物資の売渡しの要請等

① 県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらか

じめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(6) - 3 - 5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国及び県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、国及び県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、国及び県とともに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(6) - 3 - 6 要援護者への生活支援

市は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(6) - 3 - 7 犯罪の予防・取締り

国内発生期の記載を参照。

(6) - 3 - 8 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じた国の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させるよう対応する。
- ② 市は、県を通じ、国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力

の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう対応する。

- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めるため、市は、これに対応する。

- ④ 市は、県が行う、遺体の埋葬及び火葬に関する墓地、火葬場等に関連する情報収集や、遺体の搬送の手配等を活用する。

(6)－3－9 国が行う措置の周知

市は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。

6 小康期

・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的：
・ 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制**(1)－1 実施体制の変更**

市は、国が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、県対策本部での小康期の対策等の決定を受け、全庁一体となった対策を推進する。

(1)－2 会議等の開催

市は、必要に応じて、「3 国内発生期」の「(1)-1 実施体制の強化等」で開催することとしている庁内推進会議を開催し、また、市内医療関係団体と専門的事項や医療体制の整備等について協議するとともに、県保健所が主催する地域別対策会議に参画し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について協議する。

(1)－3 市対策本部の廃止等

市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止し、必要に応じて、市が任意に設置する市警戒本部に移行する。

市は、県対策本部の廃止など、状況に応じて、市警戒本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、県等を通じて必要な情報を収集する。

(2) - 2 サーベイランス

- ① 市は、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市は、市民から相談窓口等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、県に報告する。

(3) - 2 情報共有

市は、引き続き、国及び県が行うインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の迅速な伝達と、現場での状況把握に努める。

(3) - 3 相談窓口等の体制の縮小

市は、県の要請を受け、相談窓口等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 水際対策

市は、県とともに、海外での発生状況を踏まえつつ、国が渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直した場合には、海外渡航者や入国者に対する情報提供を行う。

(4) - 2 住民や関係者に対する要請等

- ① 市は、学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を行っていた場合、それらの中止についての県の決定を周知する。
- ② 市は、事業者において縮小・中止していた業務がある場合、それらの再開についての県の決定を、周知する。

(4) - 3 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

(5) - 1 医療体制

市は、県とともに国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(5) - 2 抗インフルエンザウイルス薬等

市は、国が、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成した場合は、医療機関に対し周知する。

(5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国及び県とともに、必要に応じ、県内発生早期又は県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 市民・事業者への呼び掛け

市は、国及び県とともに、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しな

いよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(6)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)－2－1 業務の再開

- ① 市は、国及び県とともに、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ② 市は、県が行う、登録事業者に対する被害状況等の確認の要請や、流行の第二波に備えて事業を継続していくことができるようするための必要な支援に協力する。

(6)－2－2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

市は、県とともに国と連携し、市内外の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について
(出典：県行動計画)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について
(出典：県行動計画)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について
(出典：県行動計画)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	ー	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	ー	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	ー	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について
(出典：県行動計画)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について
(出典：県行動計画)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分 3：民間の登録事業者と同様の職務

区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	県
県対策本部の事務	区分 1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分 1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	県 市町村
地方議会の運営	区分 1	県 市町村

別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について
(出典：県行動計画)

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	(防衛省)

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

- (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務
(県、市町村)

別表２ 病原性による医療の対策の選択について
(出典：県行動計画)

別表２ 病原性による医療の対策の選択について（概要）

実行する対策				
病原性	病原性が不明又は病原性が高い場合		病原性が低い場合	
発生段階	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降
相談体制	帰国者・接触者相談センター	—	—	—
	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等
外来診療体制	専用外来	—	—	—
	専用外来以外の医療機関では、新型インフルエンザ等の患者の診療を原則として行わない	一般医療機関 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定
	全ての患者に関する届出	—	—	—
	—	電話再診患者のファクシミリ等処方	—	必要に応じて、電話再診患者のファクシミリ等処方
	—	—	—	—
入院診療体制	入院措置	—	—	—
	全ての患者が入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療
	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策
	—	待機的入院、待機的手術の自粛	—	待機的入院、待機的手術の自粛
	—	定員超過入院	—	定員超過入院
要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	—	—
	—	—	—	—
検査体制	全疑似症患者にPCR検査等	—	—	—
	疑似症患者以外については、都道府県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等
予防投与	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	患者の同居者については、効果等を評価した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	—	—
情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制

(1) 市の体制強化

市は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市は、市内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

3 情報提供・共有

(1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

(2) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて、国からの情報提供等に基づき、市民に情報提供を行う。

4 予防・まん延防止

(1) 水際対策

- ① 国が行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、市も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 市は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

(2) 疫学調査、感染対策

- ① 市は、県とともに、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 市は、県とともに、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 市は、県とともに、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(3) 家きん等への防疫対策

市は、市内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国及び県と連携して、以下の対策を実施する。

- ① 県とともに、国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行う。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ③ 市は、県と連携し、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等に協力する。

5 医療

(1) 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 市は、県とともに、医療機関に対し、感染が疑われる患者に迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合には、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。
- ② 市は、鳥インフルエンザが疑われる患者から採取した検体を、県衛生研究所へ搬送する。
- ③ 市は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 市は、県とともに、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）について、情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 市は、県とともに、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

用語解説

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来に紹介するための相談センター。

市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民

が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

○ 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、本県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重

篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 相談窓口

県や市町村が、住民からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、住民に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談など広範な内容にも対応する。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ り患率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルス

に曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

川越市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 1 1 月

川越市 保健医療部 保健医療推進課